

平成29年度 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

# 納税・納入通知書等を 7月14日(金)に郵送します

## 国民健康保険税

国民健康保険(以下「国保」)制度は、加入する皆さんが負担し合う国保税と国や都などの補助金を財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

また、国保加入者(被保険者)のうち、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に該当する方は、医療保険分、後期高齢者支援金等分に加え介護保険分を合わせて、国保税として納めていただいています。

国保制度を円滑に運営できるよう、各納期限内納付にご理解・ご協力をお願いします。

### 軽減措置があります

#### 【低所得世帯に対する軽減措置が拡充されました】

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、均等割と平等割を減額(7割、5割または2割)する軽減措置があります。

平成28年度分に引き続き、平成29年度分においても5割および2割減額の対象世帯が拡大されました。

なお、この措置は、世帯主と国保加入者全員の市民税・都民税の申告、所得税の確定申告等が済んでいないと受けることができません。

#### 【非自発的失業者に係る軽減】

解雇・倒産などの理由による非自発的失業者の方(雇用保険受給資格者証の理由欄の記載が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当し、離職年月日に65歳未満であった方)の国保税が軽減されます。

■軽減内容 離職日の翌日(国保加入日)の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として、国保税を算定します。

■申請方法 雇用保険受給資格者証を持参

のうえ、申請書(保険年金課で配布)を提出してください。郵送での申請をご希望の方は、係までお問い合わせください。

### 口座振替納付をお勧めします

納付に当たっては、便利で確実な口座振替をご利用ください。忙しくて納めに行く時間がない方にもお勧めです。申し込みは、口座のある金融機関等に預・貯金通帳、金融機関等届出印を持参のうえ手続きをしてください。

### 【保険年金課窓口での受け付け】

保険年金課窓口でもキャッシュカードで口座振替の申し込みができます。申込書類の記入のほか、キャッシュカードの暗証番号の入力等を行うため、本人の来庁が必要です。取扱金融機関、キャッシュカードの種類(IC専用カード等)によっては受け付けできない場合がありますので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

### 減額免除・分割納付

思わぬ事故や災害、病気、失業などやむを得ない事情により納期限内に納められないときは、お早めにご相談ください。申請により国保税の減額免除や分割納付が認められる場合があります。

#### 【減額免除】

納期限前の国保税が対象となります(原則として納期限までに申請が必要で)。申請には、り災証明書、公共料金等の領収書、収入・支出が記載されている金融機関等の通帳等が必要です。

#### 【分割納付】

減額免除が認められない場合でも分割納付等があります。

■税額の内容について=保険年金課国民健康保険係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9832)、納付について=納税課納税係(同3階☎042-387-9823)

## 介護保険料(65歳以上の方)

今年度の介護保険料の基準額(第5段階)は、月額5,200円(年額62,400円)です。所得段階等で保険料が異なりますので、送付された納入通知書でご確認ください。

### シルバーパスの所得確認書類に

70歳以上の方は、介護保険料納入通知書をシルバーパスの新規発行や一斉更新(9月実施)の際に、所得確認書類として使用できます。再発行はできませんので、大切に保管してください。

### 納付が困難な方は減免等の申請を

災害による住宅や財産の著しい損失、または、所属する世帯の生計の中心になる方の死亡や重大な障がい、長期入院、事業の休廃止等で収入が著しく減少したときは、第1号被保険者の方の申請により、介護保険料の減額・免除または徴収猶予をすることができる場合があります

ので、お早めにご相談ください。

また、生計の困難な方も、次のいずれかの条件で減額(2分の1)の対象となります。(納期限までに申請が必要です)

- ▷①～③をすべて満たす場合
  - ①第1号被保険者と生計を一にする方の実収入総額(月額)が、生活保護法に定められた生活扶助基準額(月額)に満たないこと
  - ②第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の所得税・市町村民税や医療保険の被扶養者になっていないこと
  - ③第1号被保険者の属する世帯の預貯金額の総額が、生活扶助基準額の12か月以下であること
- ▷その方の属する世帯が、著しい生活困窮にあると認められる場合

■介護福祉課介護保険係・保険料担当(市役所第二庁舎2階☎042-387-9921)

## 後期高齢者医療保険料

保険料の納め方によって、通知書が異なります。

### 特別徴収(年金天引き)の方

平成29年度後期高齢者医療保険料賦課決定通知書(ピンク色の封筒)を送付します。

今回決定した保険料は10月の年金から天引きされます。

4、6、8月の年金天引額は平成27年中の所得を基にした仮徴収額ですが、10月からの天引額は平成28年中の所得を基に改めて計算した確定額です。天引きされる額が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

### 普通徴収(納付書)の方

平成29年度後期高齢者医療保険料納入通知書(黄緑色の封筒)を送付します。

口座振替を希望する方は、同封の後期高齢者医療保険料口座振替依頼書に必要事項を明記のうえ、ご利用の金融機関へお申し込みください。

来年度以降も口座振替の継続を希望する方は、申し出が必要となりますので、口座振替依頼書の控えを保険年金課へご持参ください。すでに申出書を提出している方は不要です。

### 普通徴収(口座振替)の方

平成29年度後期高齢者医療保険料賦課決定通知書(ピンク色の封筒)を送付します。

■保険年金課高齢者医療係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9834)

# 後期高齢者医療 保険制度のお知らせ

## 保険証の更新

医療機関での窓口負担(一部負担金の割合)は、毎年8月に前年の所得により見直します。(7月までは前々年の所得により判定されています)

一部負担金の割合が変わる方には、7月末までに新しい保険証を簡易書留で送付します。旧保険証は同封する封筒で返却してください。

## 減額認定証の更新

後期高齢者医療被保険者で住民税非課税世帯の方には、申請により、入院時の食事代や保険適用の負担が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

減額認定証の有効期限は7月31日です。現在交付されている方で住民税非課税世帯の方は、改めて申請する必要があります。7月末までに新しい減額認定証を送付します。減額認定証の色は、これまでと同じ白色です。

■保険年金課高齢者医療係(市役所第二庁舎2階☎042-387-9834)

## 一部負担金の割合について

本人または同一世帯の被保険者の住民税課税所得が、145万円以上の方の一部負担金の割合は3割です。

また、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の賦課の基となる所得金額の合計額が20万円以下の場合、1割負担となります。

ただし、一人世帯で収入が383万円未満の場合、または本人および同一世帯の被保険者(被保険者でない70歳～74歳の方を含む)の方の収入合計が520万円未満の場合、1割負担となります。

